

令和5年度 第1回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日 時：令和5年10月13日（金）

午後1時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局のほうで議事進行を務めさせていただきます。私、室長補佐の大島と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公労使全員の方がご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、委員定数の3分の2以上の委員の出席が認められるということで、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本日、最初の専門部会になりますので、本来であれば各委員のご紹介をさせていただくべきところではありますが、審議項目も多く、時間も限られております。お配りしてあります資料 1の委員名簿と机の上の名札を見比べていただいでご確認いただくことで、ご紹介に代えさせていただきたいと思えます。それから、事務局につきましても、本日、賃金室長小柳、私大島、賃金指導官木村の3名で出席させていただいております。本日、労働基準部長足立につきましても、所用のため欠席となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本専門部会の公開についてです。従来、本専門部会については、非公開として運営してきておりましたが、本年7月7日に開催しました第1回新潟地方最低賃金審議会におきまして、本年示された中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告、いわゆる全協報告に基づきまして、本専門部会の第1回については公開するということが決定されました。これによりまして、本専門部会第1回については公開としています。なお、傍聴者について公示を行ったところ、今回については応募がありませんでした。よって、本日、傍聴者はありません。

それでは、議事次第2の（1）部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。最低

賃金法第 24 条第 2 項及び同法第 25 条第 4 項により、部会長及び部会長代理については、公益代表委員の中から選出することとなっておりますが、当専門部会では、従来より推薦によって候補者を確認し、皆様方よりご承認をいただくという手法によって、選挙として行っております。今年も、従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。ご異論ないようですので、従来どおり推薦により決めさせていただきます。

それでは、委員の皆さまから推薦がございましたらお願いしたいと思います。

(鈴木委員)

鈴木でございます。私から部会長及び部会長代理を推薦したいと思います。

本年度に開催されました公益委員会議において、部会長に佐々木委員、部会長代理には木南委員を推薦することが確認されたと同っております。同会議における推薦確認の理由は、佐々木委員、木南委員、ご両名とも本特定最低賃金審議会並びに最低賃金審議会等において十分な実績を上げられており、私見も加えて、それぞれ部会長並びに会長代理に推薦することがふさわしいと思いますので、公益委員会議の確認どおり、推薦させていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

ただいま、鈴木委員のほうから、部会長に佐々木委員、部会長代理に木南委員を推薦するとのことのご発言がありました。ほかに推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

おられないようですので、部会長に佐々木委員、部会長代理について木南委員とすることについて、ご意見ありますでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、部会長に佐々木委員、部会長代理に木南委員をそれぞれお願いしたいと思います。

それでは、佐々木部会長、木南部会長代理から、それぞれひとことごあいさつをお願いいたします。まず、佐々木部会長からお願いいたします。

(部会長)

新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。本日から自動車の専門部会の審議が始まりますが、これまで同様、年内発効と全会一致ということで進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本年度は公益委員として鈴木委員を新しくお迎えしての審議となりますので、皆様方もどうぞよろしくお願いいたします。

(部会長代理)

木南でございます。今年度におきましても、なかなか特定最賃、非常に難しい審議になると思いますが、十分に議論を尽くしたうえで、全会一致を目指して、私も部会長をサポートしてまいりたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

以後の議事進行につきまして、部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは議事に入りたいと思います。

議題(2)専門部会の運営規程及び専門部会の公開について、事務局からご説明をお願いいたします。

(室長)

皆さまお疲れさまです。賃金室長の小柳です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 2、新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程を配付させていただきます。

ご覧になっていただきたいと思いますが、特に第5条です。冒頭からご説明させていただきましたけれども、会議の公開について記載されております。「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」という定めになっております。

従来は、このただし書きに基づきまして非公開とさせていただいておりましたけれども、冒頭ご説明申し上げましたとおり、中央最低賃金審議会の全員協議会で議論、さまざまな見直しを今回されまして、全員協議会そのものは、審議会のあり方あるいはランクのあり方、それからランクの箇所付け、こういったものを5年に1度見直しを行っているところです。今回、その見直しの中で、公開についても見直しをされました。二つの観点によっ

て見直しがされました。一つは、透明性の確保です。それからもう一つは率直な意見交換を阻害しない、この二つの観点を踏まえて、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当というような結論に至ったということでございます。先ほど申し上げましたとおり、7月7日に開催しました第1回最低賃金審議会、本審において、この報告を踏まえて公労使の三者が集まって議論を行う部分については公開とすることが決定されました。

なお、公開するというのは具体的にどういう意味合いなのかということですが、一つは会議の傍聴です。公示により傍聴者を募って審議状況を傍聴していただく。これが一つ目です。もう一つが、議事録の公開です。議事内容をホームページに掲載する。この二つを公開するというふうに考えています。ですので今回、本審議会において専門部会の第1回目については公開ということが決定されております。

一方で、専門部会には先ほどご説明しましたとおり、別の独立した規程が定められています。ですので、2回目以降の公開の可否判断についてはこの専門部会で決めるべきであるということも、本審議会で確認されたところです。よって、ここでお諮りさせていただきたいのは、専門部会の2回目以降の公開の可否について、ご議論いただきたいというふうに思います。以上、よろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。

今の説明に関して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、ご意見等ないようですので、今後の専門部会については、全員協議会の報告を踏まえて、公労使の三者が集まって協議を行う部分に関しては公開とすることによりよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、今後の専門部会については、公労使の三者が集まって議論を行う部分については公開といたします。

続きまして、専門部会の運営について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(室 長)

引き続きまして、私のほうから2点、ご報告をしたいと思います。

一つは、最低賃金審議会令第6条5号の取扱いです。二つ目が関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取について、この2点についてご報告をしたいと思います。

お手元に最低賃金決定要覧がございましたら、149ページに、最低賃金審議会令が記載されておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。そこの第6条第5項では「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議

会の決議とすることができる」、このように定められています。平たく言いますと、この専門部会で決定したことは、本審に戻さずにこの専門部会の決定事項が本審の決定事項になる、こういうふうな取り決めです。平成27年度から、新潟県最低賃金審議会の審議におきましてもこれを適用して、専門部会で全会一致した場合にかぎり審議会の決議とする取扱いになっております。本年度も、第1回の最低賃金審議会においてこの取扱いについてご了承いただいておりますことをご報告させていただきます。それが1点目でございます。

2点目です。関係労使の意見聴取についてです。最低賃金法第25条第5項に基づいて、関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取につきましては、第4回の審議会でご確認いただきましたことから、事務局において最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、令和5年8月23日から9月12日正午まで、これを期限として必要な公示を行ったほか、当局のホームページに記載して広く意見を求めました。結果として、期限までに意見の提出はなされませんでした。以上、ご報告いたします。

(部会長)

ありがとうございます。

ただいま説明がありました専門部会運営について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

ご意見等ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次は議題(3)新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金額の改正についてです。最初に配付資料につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(室長)

引き続きまして、私のほうからご説明申し上げます。

お手元の資料についてご説明させていただきたいと思います。資料11から14までありますが、最初に、資料11をご覧になっていただきたいと思います。申出書が添付されております。おさらい的な部分も含めて、改めて、今日、専門部会を設置してご審議いただくまでの経過について、ご説明申し上げたいと思います。

専門部会の金額審議に至るまでの流れとしては、まず最初に、毎年3月に開かれます審議会で意向表明をしていただく。今回については、労働者側から意向表明がなされました。その意向表明に基づきまして正式な申請、申出書が7月20日に労働者側から出されたということです。私ども事務局としては、申し出が正当に行われているかどうかということをご審査させていただきました。ここの中にも数字が載っておりますけれども、この自動車小売業の適用労働者数の3分の1以上の方の同意が必要になってくるということでございます。ここにも数字が載っておりますけれども、6,333人が対象者で、今回、労働協約を締

結された労働組合の組合員、労働者が 2,992 人、0.4879、3分の1以上に達しているということで、この申請、申し出が正当なものだということで受理をしたところです。

その後、第3回審議会、8月7日に開催されましたけれども、そこで労働局長から本審議会会長宛に諮問がなされて、金額改正が必要かどうかということで審議していただいたところ、必要性があるということで、そういう答申を受けたところです。その後、第4回審議会で金額改正にかかる諮問を行い、それで専門部会が設置されたということが、この間の経過でございます。

申出の中身をもう一度ご覧になっていただきたいと思いますけれども、現在、今年の専門部会で議論されて決定された額が 961 円でございます。ここに書いてありませんけれども、地域別最低賃金、10月1日から発効されている額が 931 円。それからもう一つの数字が、申出書の下から2行目、最も低い労働協約の金額、時間額として 1,015 円、こういうふうな数字が載っています。最低賃金法上、特定最低賃金は、地域別最低賃金の 931 円よりも上回らなければならないというふうに定まっております。あと、法律事項ではありませんけれども、労働協約上最も低い金額、これに対しても配慮してご審議をいただくということになっております。そういったところについても、審議をするに当たって参考としていただければと思います。申し入れについては以上でございます。

それから、資料 3に戻っていただきたいと思います。資料 3以降はさまざまな経済指標として資料に添付させていただいております。すべての項目についてご説明できませんが、ポイントとなるところについて、ご説明したいと思います。資料 3についてですが、まず、日銀新潟支店が10月2日に出しました基調判断でございます。大きくくりで申し上げますと、県内景気は原材料高の影響などを受けつつも、緩やかに持ち直しているというふうな記述があります。その下の新潟財務事務所、7月26日ですけれども、上から6行目のところに企業の景況感、これは上昇に転じている。こういうふうな記述になっております。

次のページです。第四北越リサーチ&コンサルティングの見方として、二つ目の生産活動面の4つ目の黒ぼつところに、輸送用機械器具、輸送機械についての記述がありまして、輸送機械は自動車部分品で生産体制が正常化に向かっていることから、持ち直しの兆しが見られる、こういうふうな記述があります。それから次の個人消費面ではというところの項目の二つ目の黒ぼつでは、7月の乗用車（軽含む）新規登録・届出台数は、前年比 1.3 パーセント増となり、11 か月連続で前年を上回ったと、こういうふうな記述もなされております。

続きまして資料 5が、新潟県の鉱工業指数、9月21日に新潟県統計課が出した資料で

す。2ページ目です。全体の評価ということになるとと思いますけれども、新潟県については、令和5年7月、生産については90.1、昨年同期比では97.9という数字になっております。出荷については91.5、昨年同期は95.1、それから全国的には生産103.6、前年同期は97.1、全国の出荷については102.8、昨年同期は95.2というふうになっておりまして、全国の生産指数を見ると、昨年より今年については伸びているというふうな傾向があると思われま

す。続きまして5ページ以下ですけれども、5ページについては業種別の生産指数が出ております。下の段の季節調整の指数の令和5年7月の輸送機械の数字を見ると、78.3という数字が見受けられます。昨年の同じ時期については105.8です。

ご説明するのが申し遅れましたけれども、今の数字の基準となるものは、平成27年の数値を100とした場合の現在の数値ということでございます。ご説明が遅くなって申し訳ございません。

続きまして出荷指数です。6ページ、輸送用機械の季節値を見ると74.2、昨年の同時期は104.7という数字が出ております。在庫の数値については出されておられません。数字だけ追っていくとそういうことになっております。

資料6、最近の新潟県の経済情勢について、1枚めくっていただいて、右手の主なヒアリング結果というところですが、二つ目の項目を見ると、自動車のことが載っておりまして、これを見るとメーカーからの車両の供給が持ち直しに向かいつつあり、人気車種については長期化していた納期が1、2か月短縮していることなど、受注残解消の兆しが見受けられるという記述もあります。経済指標については、以上でございます。

続きまして資料7についてですが、これは当県におきます最低賃金の推移でございます。ご覧になっていただきたいと思います。ご承知のとおり、10月1日から931円、前年比プラス41円というふうなことが適用になっているということでございます。

続きまして資料8が自動車の最低賃金の推移表です。ご覧になっていただければと思います。

続きまして、資料9についてですけれども、令和5年度の賃金改定実施調査結果です。これは、昨年度の6月と今年の6月と、賃金の実数額を比較して、どの程度上がった、下がったというふうなことが分かる資料になっております。第4表の が、一般労働者及びパート労働者の賃金上昇率の比較です。第4表 の左をご覧になっていただきたいと思います。男

女計のABCという欄のところがあると思

いますけれども、新潟県はBランクです。令和4年6月は1,329円であったのが、令和5年6月は1,355円、昨年と比べると2.0パーセント賃金

が上昇しているというふうにご覧になっていただきたいと思います。

全国の計を見ると 2.1 パーセントの賃金上昇があるということが、この表から見てとれるということでございます。

以上、概括的ですが、資料についてご説明させていただきました。また後ほど、皆様方、ご覧になっていただきたいと思います。

なお、資料 10、基礎調査については、この後、賃金指導官からご説明申し上げます。

私のほうから最後になりますけれども、今現在の全国の専門部会における討議状況についてご説明したいと思います。今、資料をお配りいたしますけれども、しばらくお待ちください。それで、部会そのものは第 2 回、あるいは 3 回というふうに予定しておりますけれども、その都度、そのときどきの全国の状況について、こういうふうに情報提供をさせていただきたいと思っています。

今、お配りさせていただいたところは、6 の県が載っております、そのうち 2 の県で答申が出たということです。決定ではございません。この答申の後、異議審、異議の申し立てにかかわる審議会を経て決定ということですので、ご理解をいただきたいと思います。今、島根と福岡、新潟と同じ B ランクのところで、島根は 960 円、プラス 28 円。福岡においては 1,028 円、プラス 41 円、こういうようなことで答申の額が出ているということで、ご理解いただきたいと思います。

私からの説明は以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、続いて資料 10 になりますが、最低賃金基礎調査結果の説明をお願いいたします。

(賃金指導官)

私のほうからは、最低賃金に関する基礎調査結果をご説明させていただきます。皆さまのお手元にお配りしております資料の 10 をご覧ください。この資料につきましては、新潟県の特定最低賃金であります自動車（新車）、自動車部分品、附属品小売業に従事する労働者にかかわる、令和 5 年度最低賃金に関する基礎調査結果を集計した資料になります。調査対象は日本産業分類の I 5911、I 5913 における新潟県全域の労働者数 30 人未満の 204 事業所、1,680 人の労働者からの令和 5 年 6 月分の賃金額にて集計を行っております。

3 ページをご覧ください。左上に総括表（ 1 ）と記載されております。これにつきましては、規模別年齢別に集計したものとなります。

また、6 ページをご覧ください。6 ページからの総括表（ 2 ）につきましては、性別、年齢別に集計したものとなります。表の左側には時間当たり所定外賃金額を記載しており

まして、1,011 円までは1円刻み、1,012 円から 1,019 円、1,020 円から 1,099 円までは10 円の刻みとなっております。左上部にあります計の合計数値は、復元後の対象産業全体の労働者数となります。なお、18 歳未満または 65 歳以上の労働者は、特定最低賃金の適用除外年齢となることから、いずれの表にも計上されておらず、雇入れも6か月未満の方で技術習得中の方、清掃、片付け、またはまかないの業務に主として従事する者の適用除外用務等に該当する方は、すべて除いて集計を行っております。

次に、本調査を基に最低賃金に達していない労働者の割合、いわゆる未満率は、3 ページをご覧ください。現在の特定最低賃金が 961 円でありますので、160 円区分の欄の労働者の割合になります。累積労働者は 204 名で 3.3 パーセントとなっております。

この総括表は細かいことから、9 ページからは最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表を見ていただければ、現行の金額 961 円から 1 円ごとに引き上げた額に応じた影響率と未満労働者数が記載されています。後半には、グラフとして分布表が載っております。

以上、簡単ではございますが、調査結果の説明とさせていただきます。

(部会長)

ありがとうございました。

事務局の方、補足の説明等は大丈夫ですか。先ほど、打ち合わせされていたようですが、大丈夫ですか。

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、さまざまな資料の説明がありましたけれども、皆様方からご質問等ございますでしょうか。

それでは、特に質問がないようですので、ここからは、今日は事前に事務局からお願いしておりました、労使双方、それぞれの業界を取り巻く状況につきましてどうぞ認識されているのか。そして、それを受けて、最低賃金の改正に向けたお考え、ご意見をご説明いただきたいと思います。

まずは、労働者代表委員からご意見を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

(田辺委員)

よろしくお願いいたします。

私のほうから、我々を取り巻く環境というか県内の状況、そこから今回の特定最賃の賃金の改定に関する考え方といたしますか、理由を申し上げたいと思います。

我々、販売会社ですので、まずは、県内の販売状況から少し申し上げたいと思います。今ほどの事務局からの資料の中にもございましたけれども、9 月度の登録車の新規登録台数は、新潟県内で 4,354 台です。前年同月比で 233 台増えています。比率でいいますと 5.7 パーセント増ということで、乗用車、分類でいいますと、乗用、貨物、乗合、すべてを含

めたすべての車種で増加をしているという状況です。

これらを申し上げたのは登録車ですので、これに軽自動車を含めると全体で 8,850 台、対前年同月比で 6.7 パーセント増、台数でいいますと 559 台増えているというような状況です。この数字だけで判断しますと、おおむね好調といえる状況にはあるかというふうには思っておりますけれども、これまでが長納期が長く続いた背景を考えますと、供給が徐々に追いついてきているものというふうに考えています。今月の受注が登録に直結しているかという、平時の状況にはまだ戻っていないのかなというところはありませんけれども、企業収益、業績的には上がってきているというふうに判断をしています。

もう一つは、改定に対する理由といえますか、ものなのですけれども、もう 1 点は、本年の春期生活闘争における県内の賃上げ状況、これは 300 人未満の中小において、平均 6,600 円近い賃上げを、今年は実現をしております。その額は前年同期比で 2,600 円近い増額という形になっているというところでありまして、新潟県内の自動車産業の部分を見ても、報告可能な 22 組合の平均妥結額、7,960 円というふうになっておりまして、昨年に比べますと、やはり 2,000 円弱、大幅な賃上げが実現しているという状況です。背景には、近年まれに見る物価上昇が後押しになったということは皆さんご承知かと思っておりますけれども、自動車産業で働く者の生活を守るべく、各社が真摯に検討した結果ではないかと考えております。以上の 2 点のことを考えますと、企業収益、支払能力の観点から、短絡的な見解かもしれませんが、最低賃金の改定は可能であるというふうに労働者側は考えております。

そして今、我々自動車産業が直面している問題点の一番大きな部分になりますけれども、慢性的な人手不足。この問題は、県内の労働力人口が激減していく中で、今後、他産業との人の取り合いが激化していくということが、容易に想定されているところです。自動車産業についての安い賃金、低賃金という負のイメージを払拭し、人材獲得競争に勝ち残るために、他産業よりも優位性のある賃金体系が必要ではないかと、これが絶対的に必要な条件であると我々労働者側は考えておりまして、これらの 3 点を申し上げて、最低賃金の引き上げをお願いする理由とさせていただきたいと思っております。

(部会長)

ありがとうございました。

次に、使用者代表委員からご意見を願います。

(太田委員)

よろしく願います。それでは、私のほうから自動車販売を取り巻く情勢などについて、ご説明いたします。

はじめに、本年1月からの登録車、いわゆる普通車の販売台数であります。9月末累計で全国230万3,649台、前年比119.9パーセント。新潟県3万6,636台、前年比111.7パーセント。次に、軽自動車の販売台数であります。同じく9月末累計で全国130万3,838台、前年比108.7パーセント。新潟県3万5,537台、前年比107.3パーセントであります。新潟県の登録車と軽自動車の合計が7万2,173台で、前年比109.5パーセントでございますが、一昨年の2021年と比較しますと、99.8パーセントになります。

昨年の自動車業界は、コロナ禍や歴史的な円安、ウクライナ情勢等の影響によりまして、資材、エネルギー価格の高騰や半導体、部品等の供給制限が続き、各メーカーにおいて、自動車生産の影響は長期化したことを受け、登録車と軽自動車の年間新車販売台数が、東日本大震災が発生した2011年依頼、11年ぶりの低水準となりました。本年の県内における登録車と軽自動車の販売台数は緩やかに回復傾向にあり、低水準だった前年よりも増加傾向にあるものの、一昨年と比較しますと、ほぼ同じであることを踏まえ、いまだ平年並みまでの回復には至っておらず、道半ばという情勢にあります。

国内における賃上げの動向は、政府の働きかけもあり、大企業や大手自動車メーカーにおいては前向きに動いていると見受けられる情勢ではありますが、地方における中小の企業などにおいては、諸事情を考慮していかなければならない状況であると考えております。また、全国における自動車の保有台数は、世帯数の減少、所得の伸び悩みなどにより、今後緩やかに減少し、需要台数も保有台数の頭打ち、使用年数の長期化などにより、減少することが見込まれています。

以上、ご説明したとおり、県内における自動車販売は、いまだ先行きの不透明感を払拭できていない状況でありまして、使用者側といたしましては、県内の最低賃金や他県の状況等を踏まえ検討した結果、29円上げの990円を提案いたします。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

労使双方からご発言いただきましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

(公益代表委員)

使用者側から、提出資料が。

(部会長)

そうですね。先ほど、会議の前に配付資料、1枚物の資料をいただきましたけども、これに関してご説明お願いしてよろしいですか。

(瀬戸委員)

では私から。今出ている昨年の数字を全国で比較したものであります。ランクについて

は旧来のランク、今現在はBとCといっしょになってB、DがCという形になっておりますけれども、旧来のもので処理してあります。

昨年、千葉、愛知が地域最賃と特定最賃と同じ額になったということでありましたけども、さらに前回、京都、大阪、奈良、この辺が地域最賃にならんだということで、特定最賃を現実的に運用しているところがだんだん減ってきているということになっております。その辺も踏まえて出した額だということでありますので、よろしく申し上げます。

(部会長)

ありがとうございました。

この資料に関して、ご質問等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、ここで一旦休憩といたしたいと思います。

休 憩

(部会長)

それでは、皆さんお揃いになりましたので、審議のほうを再開いたしたいと思います。

それでは、先ほどの休会前の段階で、使用者側からはプラス 29 円の 990 円という金額の提示がございました。これに対して、労働者側から、もしよろしければ、具体的な金額の提示をお願いできればと思います。

(田辺委員)

先ほどの使用者側のほうから金額のご提示が具体的にございましたので、我々も細かい検討素材等で検討してきた額ではありませんけれども、本部方針に沿った中での新潟県に置き換えて検討を、前段での検討をという形でしてきた金額が、44 円プラスの 1,005 円です。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、もう一度金額提示の確認をいたします。労働者側からは、44 円引き上げの 1,005 円の提示、使用者側からは 29 円引き上げの 990 円の提示ということで間違いありませんでしょうか。

ありがとうございます。まだこの金額には 15 円の開きがありますので、これに関しては 2 回目の審議でまた具体的に検討をお願いしたいと思います。

それではほかに委員の皆様から、具体的な金額も出てきましたので、何かご意見等あれ

ば伺いたいと思いますが、いかがですか。

(公益代表委員)

質問なのですけれども、今、本部方針に基づいて検討したということですが、簡単でいいので、どのような方針にどのような検討を加えてということだけ補足で説明してください。

(田辺委員)

本部方針、我々の本部といいますと自動車総連、あとはその上にいきますと金属労協の方針、これはどちらも特定最賃に関しては一緒です。地域最賃の10パーセント以上を特定最賃とするところを目指すという方針が出ています。とはいえ、地域別最低賃金の10パーセント以上ですね、相当な金額に、やはり、それぞれなってしまいますので、先ほど最初のところでお話をさせていただきました、新潟県内の販売状況であったり、数字的には好調であるものの、とはいえ、これまで長納期がずっと続いてきたものが、今、やや戻りつつあるというところの判断で、まだ、注文を取ったものがすぐに販売できるという、直結しているような状況ではないので、今の段階で自動車業界の業績のはっきりとした好調不調というのが判断できない状況であるのかなというところも踏まえてはどうか、あとは、新潟の地賃の関係ですとか、あとは、先ほどお話ししたように春闘の賃上げ状況というところも見て検討させていただいたというところです。

(部会長)

ほかに、ご意見等よろしいでしょうか。

それでは次の議題に入りたいと思います。議題(4)その他について、事務局からお願いします。

(事務局)

そうしましたら、今後の日程等についてお伝えしたいと思います。

最後のページ、資料16になります。今後の日程表が入っております。第2回、次回が10月20日金曜日13時30分からで、場所がここになります。その後、第3回がある場合は10月27日金曜日13時30分からで、場所が本日、労側のほうの控え室として使用しております、新潟署の会議室が、場所がここがとれなかったもので、そちらのほうの会場になると思っております。今後、第2回、第3回開催の通知を、その都度お知らせいただいているメールのほうに載せてお送りしたいと思いますので、その際に、最終出欠の確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、何かご質問等ありますでしょうか。

ただいま、事務局のほうから日程調整を行ったうえで専門部会の日程案について説明がありました。特にご異論がなければ、これまでの日程で進めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この日程で審議を進めていくこととします。ほかに、皆様方のほうから何か質問等ありますでしょうか。

なければ、本日の議題はこれで終了いたします。本日、労使双方から、金額の改正に向けたお考えと金額提示がございました。次回は、本日の提示された金額を踏まえたうえで、冒頭から金額の審議に入りたいと思います。また、根拠となる資料がございましたら、早めに事務局のほうにお申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。

なお、今回は1回目から金額提示ということでありましたので、2回目での結審も踏まえたうえで、次回の金額の審議ということも考えていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

予定の議題が終了いたしました。それでは、議事を事務局のほうにお返ししたいと思います。

(事務局)

それでは、これにて第1回自動車専門部会を終了させていただきます。次回第2回専門部会、先ほどお伝えしましたとおり、10月20日金曜日午後1時30分からこの場所で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、お疲れさまでした。